

医療情報取得加算に関する掲示

(R6.6 医療情報・システム基盤整備体制充実加算から名称変更)

- 当院はオンライン資格確認を行う体制を整備しています。
- オンライン資格確認を導入することで、患者様の受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

◆ 医療情報取得加算 (※旧 医療情報・システム基盤整備体制充実加算)

施設基準を満たす医療機関で初診を行った場合：加算 1

マイナ保険証を利用した場合または紹介状持参の場合：加算 2

マイナンバーカードの使用については、患者様ご自身で認証端末を操作していただきます。ご協力をお願いいたします。